

(仮称) 滋賀県立高等専門学校設置場所選考懇話会設置要綱

(設置)

第1条 (仮称) 滋賀県立高等専門学校 (以下「県立高専」という。) の設置場所の選考を行うにあたり、有識者からの知見や意見を得るために、(仮称) 滋賀県立高等専門学校設置場所選考懇話会 (以下「懇話会」という。) を設置する。

(所管事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) 県立高専の設置場所の選考にかかる審査基準に関すること
- (2) 県立高専の設置場所の選考にかかる審査に関すること
- (3) その他県立高専の設置場所の選考に関し必要な事項

(構成)

第3条 懇話会は、県が選任する構成員で構成する。

(事務局)

第4条 懇話会の運営に必要な事務は、滋賀県総合政企画部企画調整課において処理する。

(会議の公開等)

第5条 懇話会の会議は非公開とする。

- 2 懇話会の議事概要については、後日公開する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年3月25日から施行する。